

令和2年度（2020年度）第10回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2021年2月10日（水）午後1時30分開会  
オンライン開催

## 1. 開 会

○事務局（武田課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第10回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

本日は、昨年12月の第9回審議会に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ZOOMを用いたオンラインでの開催とさせていただきます。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、会場出席者が会長1名、オンラインでの出席者は、8名、合わせて9名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

## 2. 挨拶

○事務局（武田課長補佐） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹花よりご挨拶を申し上げます。

○竹花環境計画担当課長 皆様、お疲れさまです。

環境計画担当課長の竹花です。

本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

今回の審議会も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンライン会議とさせていただきます。何とぞご理解をいただければと存じます。

さて、本日予定の議事ですが、ご案内してありますとおり、風力発電事業について、配慮書2件、方法書1件のほか、技術指針等の改正についての四つとなっております。

配慮書の2件につきましては、石狩湾沖における洋上風力案件ですが、本日は答申文(案)などについてご審議をいただく予定としております。

なお、議事(4)の技術指針につきましては、昨年、太陽光発電事業に係る環境影響評価制度の見直しについて本審議会に諮問をし、答申をいただいた後、パブリックコメント手続などを経て、12月に太陽光発電事業を条例の対象とするための規則を改正したところですが、今般、環境影響評価を行うための技術的事項を定めている技術指針について、改正された主務省令の内容も踏まえ、見直しを行おうとするものです。

本日もオンライン会議とさせていただいたため、何かとご不便をおかけする点もあると思いますが、委員の皆様には、引き続き、慎重な審議をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日もよろしく願いいたします。

### ◎連絡事項

○事務局（武田課長補佐） 進行は、私、武田が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、事前にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1から資料1-4、資料2-1から資料2-4、資料3-1から資料3-3、資料4-1から資料4-3で、最後に委員手持ちとして番号なしの資料がございます。これは三つの洋上風力案件の知事意見を比較したものです。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は4件です。

議事(1)は、2回目の審議となる(仮称)石狩湾オフショアウインドファーム計画段階環境配慮書についてです。ジャパン・リニューアブル・エナジー社の事業で、薄いピンク色の表紙の図書となります。事務局から、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しています。

議事(2)は、2回目の審議となる(仮称)石狩湾沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。グリーンパワーインベストメント社の事業で、薄い緑色の表紙の図書となります。事務局から、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しています。

議事(3)は、2回目の審議となる(仮称)北海道小樽余市風力発電所環境影響評価方法書についてです。事務局から、方法書についての意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

議事(4)は、1回目の審議となる環境影響評価技術指針等の改正についてです。事務局からの改正原案等についての説明、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は、山下会長にお願いいたします。

### 3. 議 事

○山下会長 よろしく申し上げます。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づき、本日の議事録に署名する2名の委員を指名します。

本日は、白木委員と三谷委員を指名します。

よろしく申し上げます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議事(1)は、本日2回目の審議となる(仮称)石狩湾オフショアウインドファーム計画段階環境配慮書についてです。事務局から主な2次質問と事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明をお願いします。

○事務局（五十嵐主事） 事務局の五十嵐です。

私から説明させていただきます。よろしくお願いします。

本案件は、石狩湾における5件目の洋上風力発電事業計画であるため、これまでの審議と重複する内容については省略して説明させていただきます。

初めに、資料1-1を用いて、2次質問とその回答について、質問を2点に絞り説明させていただきます。

まず、8ページの質問4-1をご覧ください。

こちらは前回の審議会で河野委員からいただいた質問です。

2次質問で、大規模な風力発電施設は、風下側の風のエネルギーを減衰させることが予想され、事業実施想定区域においては、冬季に北西から西の風が卓越し、風力発電機の風下側の風力の変化による沿岸の潮流、さらには、それに伴う海底の土砂の動態に影響を及ぼす可能性があることから、こうした影響について適切に調査、予測及び評価を行う必要があるのではないかと聞きました。これに対して、事業者からは、風下側に配置する風車の発電効率を確保する観点から、風下側の風エネルギーを極力減衰させることのない適切な風車間離隔を確保する、また、今後検討する配置計画に基づいて、必要に応じ、潮流や土砂の動態に与える影響の程度を把握する方法を検討するとのことでした。

次に、同じく8ページの質問4-5をご覧ください。

こちらでも河野委員からいただいた質問になります。

2次質問で、工事の際に巻き上げられた砂や泥のうち、粒子が小さく、沈降速度の遅いものは、潮流によっては数キロメートル先まで運ばれ、藻場の環境に影響を与えることも考えられるため、こうした影響について適切に調査、予測及び評価を行う必要があるのではないかと聞きました。これに対して、事業者からは、工事の際に巻き上げられた砂や泥による周辺海域への水の濁りについては、今後の方法書において、工事の実施に伴う水の濁りとして選定し、適切に調査、予測及び評価を行う方針とのことでした。

以上、簡単ではございますが、2次質問及び事業者回答の説明とさせていただきます。

続きまして、資料1-3をご覧ください。

関係市長意見について説明いたします。

基本的には、以前までの洋上風力発電事業への意見と同様ですので、変更点のみの説明とさせていただきます。

まず、石狩市長意見です。基本的にはこれまでと同様ですが、変更点が2点あります。

一つ目は、ゾーニング計画の記載の削除です。

これまでは、総括的事項に、ゾーニング計画を踏まえ、環境保全エリアでの事業は行わないようにするほか、調整エリアにおいても、現地における最新の状況や各配慮事項に応じた検討、調整を十分に行うこととの意見がありましたが、今回から削除されています。

二つ目は、景観についての記載の追加です。本事業から個別的事項の景観の部分に、道の駅石狩「あいろーど厚田」からの雄大な日本海の景色や、美しい夕日の眺望環境への影

響についての記載が追加されています。

次に、小樽市長の意見ですが、こちらは最近のものと同様となっております。

最後に、札幌市長意見ですが、景観について変更点が1点あります。資料の一番後ろのページの各論（1）のイの上から3行目に、景観に関する複数の専門家等への十分な意見聴取及び地元住民への丁寧なヒアリングを実施し、その意見結果等を反映させることという一文が追加されております。

関係市長意見の説明はこれで終わりとさせていただきます。

以上の質問及び市長意見を勘案した上で、答申文（案）たたき台を作成したものが資料1-4となります。

本たたき台は、昨年11月に答申のご審議をいただきました株式会社JERAの（仮称）石狩湾沖洋上風力発電所建設計画の答申をベースに作成しております。

たたき台についても変更部分のみの説明とさせていただきます。

委員手持ちの参考資料の配慮書に係る審議が終了した石狩湾における洋上風力発電事業との比較に基づいて説明させていただきます。

こちらの資料は、株式会社JERAの事業への答申が右のラインに、本事業のたたき台は真ん中のラインに記載しております。

株式会社JERAの事業からの変更部分は、色つきで下線を引いた部分となっております。では、変更点について説明していきます。

まず、前書きの1段目の事業の概要についてですが、事業実施想定区域の範囲や風車の構造等の違いにより記載を変更しております。

次に、株式会社JERAの前書きの2段目の下から2行目をご覧ください。

他事業についての記載ですが、以前までは「他事業者の既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数存在している」としていたところですが、自社と他社の違いの線引きが複雑なことから、「他事業者の」という記載を削除しております。

また、こちらに併せて、総括的事項（4）の累積的影響についての記載も同様に変更しております。

次に、総括的事項（2）ですが、それぞれの事業により区域の絞り込みの過程に違いがあるため、記載を変更しています。

最後に、参考資料の3ページの生態系についてです。

生態系について、計画段階配慮事項として選定していない理由について、図書の書きぶりに違いがあることから記載を変更しています。

以上が答申文（案）たたき台の変更部分についての説明となります。

私からの説明は以上です。

ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○玉田委員 石狩市からの意見の中で、ゾーニング計画の項目が削除されたということですが、市において、特に海上のゾーニング計画についてどう考えるという情報は何かありますか。

○事務局（武田課長補佐） 石狩市が公式見解を出しているわけではありませんが、これを受け取ったときに石狩市の事務担当の方に確認したところ、別途、協議は行うので、ここでは載せなかったということをおっしゃっていました。

北海道では、石狩市のゾーニング計画との調整について、今まで知事意見で触れていたところですが、石狩市は、調整は当然行うので、知事意見はそのまま構わないということでした。

○山下会長 ほかにご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 実は、次の議題も同様のものですので、もしお気づきの点がありましたら、またそのときに意見を述べていただければと思います。

では、今回のたたき台については、とりあえず修正なしということで、次に進めたいと思います。

議事（２）に移ります。

本日２回目の審議となります（仮称）石狩湾沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局から主な２次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いします。

○事務局（小林主事） 事務局の小林です。よろしくお願いします。

使用します資料は、配慮書の図書と資料２－１から２－４までになります。

本配慮書は、石狩湾における洋上風力として６件目になりますので、先ほど五十嵐から説明のありました石狩湾オフショアウィンドファームと同様、これまでの審議と重複する内容については省略して説明させていただきます。

最初に、資料２－１をご覧ください。

２次質問とその回答について何点か簡単に説明いたします。

まず、先ほどの事業でもお話がありましたが、前回の審議会で河野委員から質問がありました、風下側のエネルギーの減衰による潮流や土砂の動態への影響と、海中で巻き上げられた粒子による藻場への影響については、８ページの質問４－２と４－４４で質問しております。これに対して、事業者からは、専門家へのヒアリングを行いながら、今後、調査、予測することを検討するとのことでした。

次に、１１ページの４－１５をご覧ください。

こちらは騒音についての意見で、前回の審議会でも触れましたが、騒音に係るヒアリング結果を受けての評価結果に関わる質問になります。

風車１基の場合、出力１２メガワットであれば、３メガワット風車が２分の１の距離にあるのと同じになること、風車の基数が２倍になると、音の大きさが３デシベル増加する

ことから、風車の大型化を考慮すると、周囲2キロメートル程度の範囲で影響があるとの1次回答について、ヒアリング結果からどのように2キロメートルという数値を導き出したのか、また、2キロメートルの範囲の外側への影響についても配慮すべきではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、1次回答を変更するとの回答があり、発電所アセス省令では、発電所一般において環境影響を受ける範囲であると認められる周囲1キロメートルの範囲の外側でも影響が生じる可能性があるとし、今後の予測計算や専門家との相談により検討することです。1次回答では、周囲2キロメートルまで影響があると判断していますが、2次回答では、2キロメートルという区切りがなくなっています。

簡単ですが、資料2-1については以上とさせていただきます。

続きまして、資料2-3をご覧ください。

関係市長意見になります。

こちらも基本的にはこれまでと同様でございますので、主な変更点のみご説明いたします。

まず、石狩市長の意見です。

意見の構成や求める内容についてですが、先ほどの案件と同様、ゾーニングについての記載が削除されていること、また、景観について、道の駅石狩「あいろーど厚田」からの眺望について触れていること以外は、おおむねこれまでどおりとなっています。

次に、小樽市長意見については、最近の例とほぼ同じ内容となっています。

次に、札幌市長意見についても、意見の構成や求める内容はおおむねこれまでどおりですが、先ほどの案件と同様、各論のAに、景観に関する専門家への意見聴取や地元住民へのヒアリングを実施し、その意見結果を反映させることについて追加しております。

ただ、先ほどの案件の資料1-3の札幌市の意見と比較して、変わっている点がございます。先ほどの事業で、札幌市の意見の総論(2)の事業実施区域の設定についての1行目に記載があります「本配慮書では、事業計画の熟度等の関係から事業実施想定区域を大きく設定しているが、方法書以降の手續においては事業計画の熟度を高めるとともに、風力発電機の配置等を慎重に検討したうえで、事業実施区域を設定すること。」という部分が今回は抜けています。

また、同じく、先ほどの事業の各論(1)のAの「眺望点の選定に当たっては、個々の地点の選定理由だけでなく選定に際しての全般的な考え方、方法についても記載すること。」という部分も削除されています。その代わりに、今回の事業では、図書の内容にのっとり、景観のエにある「本配慮書においては、風力発電機の塗装色を自然になじみやすい色にすることで」と始まる部分で、ブレードの色彩の選定について、景観への影響のみならず、コウモリや鳥類への影響を可能な限り回避するよう十分な検討を行うこととの意見が追加されています。

関係市町意見については以上とさせていただきます。

続いて、答申文(案)たたき台についてです。

本事業のたたき台につきましても、これまでの石狩湾の案件の答申を基に作成させていただいております。

お配りしている答申の比較表と併せてごらんいただければと思います。

当事業については、3列ある中の一番左に記載しております。

資料2-4を用いて、答申文（案）たたき台について説明していきます。

まず、前書きについてですが、事業の概要などのほかは、前回審議した案件と同じ記載となっております。

次に、1の総括的事項についてですが、こちらも基本的には同じ構成となっております。

(1)は、従来と同様、今後の検討に当たっての基本的な事項です。

(2)も、これまでと同様に、区域設定に関する検討過程の説明が不十分で分かりにくいことを指摘し、改善を求める意見となっております。

(3)は、計画段階配慮事項として選定されていない項目で、海域の植物、水の濁り、流向・流速、水中音、生態系などについて影響が懸念されることを指摘し、今後は、影響を受けるおそれがある項目については、漏れなく評価項目として選定することなどを求める内容です。

(4)は、累積的影響についてで、先ほどの案件と同様、「他事業者」という記載を削除しています。

(5)は、石狩市のゾーニングの関係、(6)は、相互理解の促進に努めることを求める意見、(7)は、インターネットによる図書の公表についてとなっております。

続いて、(2)の個別的事項についてです。

(1)から(4)の動物、植物、生態系、景観につきましては、ほかの案件と区域及びその周辺の状況や懸念される事項が共通していますので、これまでの審議を反映させていただくこととし、文言調整のほかは、前回審議した案件と同じ意見とさせていただいております。

なお、(3)の生態系については、前々回の審議会の株式会社JERAへの意見と同様になっており、計画段階配慮事項として選定しない理由について、図書の書きぶりに合わせた結果、先ほどのオフショアウィンドファームとは異なった記載となっております。

たたき台については以上とさせていただきます。

ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○山下会長 そうしましたら、この原案をそのまま承認することといたします。

それでは、議事(3)に移ります。

本日2回目の審議となります(仮称)北海道小樽余市風力発電所環境影響評価方法書についてです。事務局から、一般意見の概要と事業者の見解、主な2次質問と事業者回答の

報告をお願いします。

○事務局（塚本主査） 塚本です。よろしくお願いいたします。

では、最初に、資料3-1についてご説明いたします。

4ページの第2章の表の1をご覧ください。

意見書ごとに意見と事業者見解が順に記載されております。

意見の総数は32通ありまして、地元の方からと思われるものが多く、主な内容は、地域の自然環境、景観への影響や健康影響を懸念する意見、さらに、事業者の対応への不満、風力発電事業の必要性に対する疑問などとなっております。

それから、鳥類、コウモリ類への影響に関する意見や、騒音や景観の予測・評価方法に関する提案なども提出されております。

ここでは、特に多く見受けられた内容の中から幾つかに絞ってご紹介いたします。

まず、景観への影響に関する意見の中から、7ページの意見書の5をご覧ください。

1行目に、塩谷丸山の頂上の見晴台の眺望を守ってくださいとあります。眺望への影響を回避するため、計画をほかのエリアに変えてほしいとの意見です。これに対して、事業者からは、フォトモンタージュ作成による予測及び評価を実施し、併せて眺望点の利用状況や眺望景観の状況を踏まえ、計画を検討しますとのことです。

次に、工事の影響を心配する意見として、9ページの意見書の10、ナンバー10-2をご覧ください。

風力発電建設工事に当たって、大量に土を掘り、土盛りもあり、森林伐採が必要である、落雷、大火事や地震による風車の倒壊、土砂崩れ、水質悪化や枯渇が懸念される、特に地下水や温泉水への害が不安であるといった内容が記載されています。これに対して、事業者からは、森林伐採は最小限化するように計画を進めるとし、落雷についてはレセプター等の対策を強化する、台風や地震への対策としては、国際規格の設計要件に従う、また、土砂災害に係る区域指定等に留意し、国の技術基準に従う、地下水に関しては、尾根部の分水嶺に設置するため、影響は生じないと考えているとのことです。

次に、22ページの意見書の19、ナンバー19-7をご覧ください。

騒音の健康影響についての意見ですが、対象事業実施区域が配慮が必要な施設や住宅に近接していることなどから、確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を行うべき、もし稼働した場合には、住民等へのヒアリングや健康調査を行い、悪影響を与えている場合は事業を中止すべきであるという意見です。これに対して、事業者からは、影響については適切に調査、予測、評価を実施し、影響の回避、低減に努めます、住民などから意見があった場合には、必要に応じて調査を実施し、事業と健康被害との因果関係が明らかになった場合は適切に対応しますとのことです。

続きまして、23ページの同じく意見書の19、ナンバー19-12をご覧ください。

企業の対応について述べられております。この計画は、住民や、この地域の自然景観や環境を愛する人々に十分な説明を行い、住民参加、合意形成を図って進める姿勢が取られ

ているとは言い難い、計画を進めるに当たっては、より一層の住民参加、合意形成を図る努力が必要であり、その意思がないのであれば、計画を撤回すべきという内容です。これに対して、事業者からは、今後、説明などを行う際は、関係自治体等のご協力の下、広く周知をし、皆様から意見をいただけるよう努めてまいりますとのことです。

最後に、36ページの意見書の28をご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、風車の設置予定範囲に小樽周辺自然歩道の多くが重なっている、ここは各地から登山者らが訪れる海や山の景色を堪能できる貴重な場所である、計画の見直しをお願いしたいとの意見になります。これに対して、事業者からは、自然歩道の環境保全については、関係機関から情報収集を行うとともに、利用状況の調査結果を踏まえ、意見をいただきながらアセスを実施し、関係機関とも協議の上、計画を検討しますとのことです。

駆け足ですが、資料3-1については以上とさせていただきます。

続きまして、2次質問及び事業者回答について、資料3-2をご覧ください。

資料3-3は使用しませんので、適宜、ご参照いただければと思います。

最初に、8ページの6-4をご覧ください。

1次質問の①に記載しておりますが、専門家からの、当該地域は、温帯性植物の北限分布に当たり、こうした種が確認された場合には、重要種と同様に扱ったほうがよいとの意見への対応についての質問になります。2次質問の①ですが、どのような場合に重要種と同様に扱うのか、また、一つ飛ばしまして、③では、移植も極力避けるべきではないかと問いました。これに対して、事業者からは、該当する植物の確認位置が改変区域に含まれ、専門家から生息環境に影響を及ぼすと意見をいただいた場合に、重要種と同様の検討を行う、また、対応としては、影響の回避、低減の順で措置を検討するとのことです。

続いて、9ページの6-12をご覧ください。

騒音についてですが、現地調査の実施を2季としていることについて、2次質問の②で暗騒音の季節変化についてはどのように考慮したのかを問いました。これに対して、事業者からは、特定の音源の局所的な影響を大きく受ける時期は避け、季節変化にも注意して現況を把握しますとのことです。

次に、12ページの追加6-59をご覧ください。

鳥類への影響に関する予測手法についてですが、衝突確率は、個々の風車だけでなく、区域全体の推定結果が得られると思われるため、準備書段階では、全体の推定結果を踏まえ風車配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果などを明らかにした上で、配置の考え方を説明していただきたいと述べました。これに対して、事業者からは、区域及びその周辺の推定結果を踏まえて、計画している配置における影響予測を行う、予測結果については、風車配置を踏まえた衝突確率を地図メッシュ上に示して、配置との関係を示しますとのことです。

続いて、その下の追加6-60をご覧ください。

動物に係る調査内容についての質問です。

トガリネズミ類を対象としたピットフォールトラップについて、一般的な調査手法からすると、1地点当たりの設置数が少ないのではないかと、考え方を具体的に説明してほしいと問いました。これに対して、事業者からは、ピットフォールは、口径20センチ程度の比較的大きいものを想定している、個数は、道内のほかの事例を参考に検討し、有識者にも同意をいただいているとのこと。また、参考事例として、江差風力や留寿都風力の環境影響評価が提示されました。そこで、これらの事例について事務局で確認いたしましたところ、確かに1地点当たりの個数は同程度となっておりますので、今後、改めて適正数の検討を求めていく必要があるかなどについて、審議の中でご意見をいただければと思っております。

続いて、14ページの追加6-61をご覧ください。

生態系に関する質問になります。

クマタカの餌資源として小型哺乳類を選定せず、ヘビを選定した理由を問いました。これに対して、事業者からは、文献などを参考に選定しており、今後の現地調査結果を踏まえ、エゾリスも含めて、餌資源や調査手法を検討するとのこと。

次に、15ページの6-46をご覧ください。

塩谷丸山からの景観変化に関する予測、評価の手法についてです。

施設管理者に利用実態をヒアリングするとの1次回答に対し、改めて、管理者が全て把握しているとは限らないため、登山愛好者の団体などへのヒアリングによって利用実態を把握し、また、意識調査などへの協力を求めるべきではないかと指摘しました。これに対して、事業者からは、小樽市へ相談し、関係各所の協力をいただきながら、手法を検討してまいりますとのこと。

なお、16ページの追加6-63の①では、人と自然との触れ合いの活動の場に関する調査についても同様に、利用者等への直接の聞き取りも必要ではないかといった指摘をしました。これに対して、事業者からは、まずは施設管理者へ聞き取りを行い、利用特性を把握した上で、利用者への聞き取りなどを検討するとのこと。

最後に、17ページの6-54をご覧ください。

フットパスの利用への影響について、1次回答で、フットパスと工事用道路等が重なった場合は、フットパスの利用に支障がないよう努めるとの回答がありましたので、これについて、具体的にどのような対策を行うのか質問しました。これに対して、事業者からは、フットパスが使用できない期間を可能な限り短縮できるよう計画します、稼働後の対策については、今後、風車の配置検討を行うので、現時点では未定であるとのこと。

2次質問と事業者回答については以上とさせていただきます。

なお、本案件については、3次質問まで行い、次回、答申案の審議をお願いしたいと考えております。日数が少なく申し訳ありませんが、審議の後、ご質問がございましたら、2月15日を期限としてご提出いただければと思っております。改めてメールをさせてい

ただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご審議をよろしく願いいたします。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○押田委員 前回、僕がお話ししたトガリネズミ類のピットフォールトラップについてです。

これまで、過去の事例を参考に、それぞれの場所に5個ぐらいをかけられているということでしたが、例えば、1か所に5個のピットフォールを仕掛けましたというデータに基づいて、僕らが学術論文に投稿した場合、それで果たして何か言えますかというお話になってしまうかなと思いますので、1地点に5個ではなく、少なくとも20個、30個ぐらいをかけた上で評価していただくのがいいかなと思います。

というのは、ちょっとした環境の違いで、捕れ方が全然違ってくるのですね。トガリネズミは、特に、トウキョウトガリネズミ、チビトガリネズミと呼ばれているものが希少種となっていて、正直にいうと、僕らもどんな環境で捕れるのかというところがまだ掴み切れていませんので、これの誤捕獲ということも含めて、少し慎重になっていただけるとうれしいかなという気がいたします。

○事務局（武田課長補佐） 押田委員に追加でお聞きいたします。

この事業は、環境別に12の地点を設けて、それぞれ5個という考えなのですが、それぞれの環境ごとに20個ぐらいは設置しないと、予測、評価が難しいという考えでよろしいでしょうか。

○押田委員 まさにそのとおりです。環境が違う12地点では、獲れ方も違ってきますので、そこに5個しかないというと、データが貧弱になってくると思います。環境が違う地点を選んでいるということは、それなりの顔を持つことになりまして、特に、トウキョウトガリネズミの扱いについては怖いので、僕は、それぞれの地点に20個ぐらいはかけていただいた上で、状況をしっかり把握していただいたほうがいいかなと思います。

○事務局（武田課長補佐） もう一つ、今の指摘について、ピットフォールの口径が20センチ程度の比較的大きなものと事業者から回答がありますが、この口径についてはどのように考えたらよろしいでしょうか。

○押田委員 僕の専門ではないのですが、例えば、地上徘徊性昆虫のオサムシなんかを捕まえるときには、大きい口径を使うと、かなり集まってきて獲れたりするのですがけれども、哺乳類の場合は、ある意味、行動圏が決まっていたりする場合もあるのですね。

トガリネズミの仲間について、僕は、多いときには、1個のピットフォールで一晩で5個体ぐらい捕ったことがあります。そのエリアにいるものだけがかかるということを考えますと、一つで獲れるのは5個体ぐらいが限度なのかもしれません。

したがって、果たしてどの程度いるのかというのは、大きくしても、小さくしても、そうそう変わらないと思いますので、むしろ数を多めにして、設置する1地点のエリアを広

げてあげるほうが本当の評価につながってくるのかなと思います。

○事務局（武田課長補佐） 今のご指摘を踏まえて、3次質問で改めて事業者の調査に係る考え方を確認したいと思います。

○山下会長 こちらから指名というのなんですが、奈良委員、景観に関して何かご意見はありますか。

○奈良委員 先ほど、フットパスについての質問回答があったのですが、フットパスのラインをクロスしないで工事を進めることは不可能なのでしょうか。

○事務局（塚本主査） 今の段階では、風車の配置や工事用道路の位置が確定していないので、設置予定範囲とフットパスが重なっている状況になっていますが、今後、そういった部分も含め、検討がされていきます。全く重ならないかどうかは分かりませんが、検討によっては、その度合いも変わってくるのかなと思います。

○奈良委員 小樽の方だけというわけではないと思いますが、小樽は、坂のまちで、景観にかなりこだわっている方がたくさんいます。

また、去年か一昨年に小樽市で計画していた大規模太陽光発電が地域住民の運動で中止になったというのがあり、今回、市民意見がとてたくさん出ているのは、そういう流れの結果かなと思って見ていましたので、抵抗はかなり大きいと感じています。

今後、海を見ても風車、後ろを見ても風車みたいになることを危惧しているのではないかなと思いますし、私もそうなるのを危惧しています。

○事務局（武田課長補佐） このようにたくさんの意見が出ていることを踏まえ、住民に対してどのように説明し、理解を得ていくかについては、事業者の考えを改めて確認したいと思いますし、こういう問題は、知事意見につながることでもあるかなと思ってしています。

また、景観については、明確な環境基準があるわけではないので、事務局で知事意見を書くときにもいつも悩むところなのですが、多くの人の関心を集める場合、どのように影響を評価していくかということをも十分考えて、知事意見をつくっていかなければならないかなと思っています。

例えば、直近の例として、奈良委員も覚えてらっしゃると思いますけれども、留寿都では、主要な眺望点についてのアンケート調査などを実施して、住民の意見を取り込みながら景観の影響を予測、評価していましたので、そういうやり方も重要になってくるのかなと考えているところです。

○奈良委員 景観に関しては、確かに基準がなく、極端な話、風車ができれば格好いいだろうとあって、それが間違いという基準すらないのが現状ですが、やはり現状がどう変わっていくか、自然が多く、緑や雪の中の景色を大事にしている、それが風車が建つことによってどう変わっていくかという立場ではないかと思っていますので、もちろん石狩湾洋上もそうですが、景観に関しては、道としても強い口調で意見を言っただけでいいかなと思っています。

○事務局（武田課長補佐） 答申文（案）のたたき台については、次回、ご審議いただき

ますが、それに先立ちまして、今のような視点に基づき、景観をどのように評価するかというの、3次質問の中でも取り入れていきたいと思えます。

○山下会長 私からも1点だけ確認です。

私も、ほかの案件に比べ、市民からの意見が非常に多いのが気になっています。もちろん審議会が市民からの意見に拘束されるわけではないと思えますが、例えば、ここに挙がっている意見の中で、取り入れられるものを3次質問の中に反映するというは、あり得るのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 事業者の考えを確認した上で、答申文（案）にどの部分を取り入れるか検討していきたいと思えます。

○山下会長 ほかにご意見はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、これも一旦閉めたいと思えます。

3次質問については、2月15日までにお寄せいただければと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事（4）に移ります。

本日1回目の審議になります環境影響評価技術指針等の改正についてです。事務局から改正原案等について説明をお願いします。

○事務局（植村主任） 事務局の植村です。

今回の環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針は、環境影響評価条例施行規則に基づき、事業者が環境影響評価を行う上で必要な図書の記載事項や、調査、予測及び評価の技術的事項を定めたものでございます。

今回は、先ほど課長からの挨拶にもございましたが、昨年6月と7月に本審議会でご審議いただいた太陽電池発電所を条例の対象事業に追加するという規則が昨年12月に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、この技術指針についても必要な改正を行うものでございます。

なお、本件につきましては、先にお知らせしましたとおり、2月1日付で知事から本審議会に諮問させていただいたところでは、

主な改正点は、太陽電池発電所の条例対象化に伴う土地の安定性及び反射光といった新たな環境要素の追加、それら新たな環境要素に係る調査、予測及び評価手法の追加、専門家助言に係る対象の明確化や対応状況の整理、事業終了時等の廃棄物の取扱いの整理、各計画等の時点修正や文言整理となっております。

それでは、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、資料4-1をご覧ください。

左側に表紙がございまして、中央に記載のとおり、この技術指針は、第1章の一般の環境影響評価編、別冊1と、第2章の特定地域環境評価編、別冊2で構成されております。

資料4-1は、技術指針改正原案（見え消し）ですが、各修正箇所が分かりやすい資料

4-2の新旧対照表を使ってご説明させていただきます。

資料4-2をご覧ください。

まず、第1章、第1節の総論です。

1ページの目次の下のほうに、第1-7の地盤沈下、第1-8の日照障害という環境要素名がありますが、これについて太陽電池発電所関連の細区分を設定するため、それぞれ地盤、日照と修正してございます。

次に、3ページです。

中ほどの環境要素の大気汚染の細区分につきまして、大気汚染防止法で規制等のある項目を網羅する必要があると考えまして、粉じん、特定粉じん、水銀、自動車排出ガスなどの項目を追加しております。

なお、この資料の備考欄で、特定粉じんと水銀の間が空いていないのですが、これは句読点が抜けておりましたので、修正させていただきます。

それから、同じページの2の水質汚濁の細区分につきまして、ゴルフ場農薬の環境省通知が新しくなっておりますので、時点修正をしております。

また、これ以降も同様に、各通知やマニュアル等が改正されているものは、時点修正させていただきます。

次に、4ページです。

先ほどの目次でも触れましたが、太陽電池発電所が追加されたことに伴い、環境要素名の7の地盤について、細区分に土地の安定性を追加しております。

また、同じく、8の日照について、細区分に反射光を追加してございます。

次に、8ページです。

これは道の定めた環境保全に係る主な指針等ですが、北海道レッドリスト、北海道外来種対策基本方針を追加してございます。

次に、9ページです。

専門家の助言等は、現在の指針では、配慮書の部分にだけ記載がございましたが、アセス手続全般にわたり必要だということを考え、9ページの(3)の計画段階配慮事項の検討のエ、それから、2枚ほどめくっていただき、12ページの真ん中のオも同様に記載を削りまして、22ページの8のその他留意すべき事項に移行集約させていただきます。

22ページをご覧ください。

8のその他留意すべき事項の(2)において、専門家等からの知見の収集の対象を配慮書段階から方法書、準備書、評価書、事後調査の検討まで含めるということで、対象を明確にしてございます。あわせて、専門家の助言に対する対応状況の記載や、複数の専門家からの聞き取りについても追加してございます。

12ページにお戻りください。

(5)のイに配慮書の構成の表がございますが、その前段に今回の専門家の助言等を追

加し、各図書の作成に当たっては、専門家の助言等をきちんと整理することを明確化しております。これについては、16ページの方法書の構成、19ページの準備書の構成、20ページの評価書の構成についても同様に追加してございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

下のほうの(3)については、盗掘等への配慮として、希少生物の記載方法に関して、道との事前協議を追加してございます。

次に、第2節の各論です。

25ページからですが、今回の改正に関係する部分として、32ページをお開きください。

1-7の地盤の関係でございます。

1の現状調査、2の予測、3の評価とそれぞれございますが、この中身について、発電所省令に準じまして、太陽電池発電所に関する土地の安定性関連の記載を追加してございます。

また、手法についても、発電所手引に準じて、文献その他の資料による方法、地形調査(測量、空中写真等)による方法などを追加するとともに、予測の手法に斜面安定解析を追加しております。

次に、33ページです。

第1-8の日照の関係でございます。

これも同じく、1の現状調査、2の予測、3の評価について、発電所手引に準じて、太陽電池発電所に関する反射光関係の記載を追加してございます。

また、同じく、手法についても、発電所手引に準じて、反射光の時間毎到達範囲及び反射光の継続時間数図を追加してございます。

次に、40ページです。

第3-1の景観の関係です。

1の現状調査について、従来、歴史的な経緯だけを書いていましたが、文化的な経緯の情報収集も必要と考え、文化的という言葉を追加してございます。

次に、42ページです。

第4-2の廃棄物等の1の現状調査、2の予測及び評価については、完了後の考え方に事業終了時等の撤去工事も含むことを明確にすべきだと考え、完了後の括弧書きの中に施設の撤去を追加しております。

次に、44ページからは、第2章の特定地域環境評価編となります。

特定地域での環境影響評価については知事が行うこととなりますが、第2章も第1章と同様の部分を改正していますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料4-3の技術指針の解説をご覧ください。

この解説は、事業者が条例に基づく環境影響評価を行うに当たり、参考となるよう平成13年に初版を作成し、今回が第5版となります。

この解説の改正については、諮問事項には含まれてございませんが、技術指針を補完するものであることから、各委員の皆様のご意見等も踏まえ、必要な見直しを行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

主な改正点については、資料４－３に沿ってご説明いたします。

まず、表紙の右側のページの「はじめに」として、解説の趣旨や作成の経緯等を記載しております。

まず、第１節の総論についてです。

９ページと１０ページをご覧ください。

事業計画の立案に当たり、考慮すべき道の環境保全に係る指針等について、追加や時点修正を行ってございます。

次に、１３ページは、先ほどご説明しました専門家助言に関する技術指針の改正に伴う記載の移行集約を行っております。

その関連で、少し飛びますが、５７ページをお開き願います。

下のほうになりますが、専門家等からの知見の収集の必要性等の記載を見直すとともに、５８ページのとおり、②の専門家等の所属機関の種別の明確化及び、③の同一分野の複数の専門家等の解説を追加しております。

３７ページにお戻り願います。

表の中ほどにある１３番は、太陽電池発電所に係る規則改正に伴う追加でございます。

次に、４５ページと４６ページをご覧ください。

①のモニタリング等が必要な項目の解説について、例示として、４６ページの一番上になりますが、バードストライク等、影響を短期間で評価することが困難な場合は、複数年にわたるモニタリングを行うことを追加しております。

また、４６ページの②の事後調査の計画の解説については、専門家等の助言を得ることの重要性を追加しております。

次に、第２節の各論です。

１０８ページをご覧ください。

第１－７の地盤の関係です。

１の現状調査、２の予測、３の評価について、太陽電池発電所に関する土地の安定性関連の記載を追加しております。これらの記載は、発電所省令や発電所手引等に準じた内容としています。

なお、土地の安定性の予測手法については、１１２ページの下の方に記載のとおり、指針で追加された④の斜面安定解析について、発電所手引に準じた解説を追加しております。

次に、１１５ページをお開きください。

第１－８の日照の関係です。

１の現状調査、２の予測、３の評価について、太陽電池発電所に関する反射光関連の記

載を追加しております。これも発電所省令や発電所手引等に準じた内容の記載となります。

次に、136ページです。

これは植物に関する法令等による地域指定等の例の表ですが、一部、法や条例に基づくものについて、記載のとおり追加しております。

次に、145ページと146ページです。

これは動物に関する法令等による地域指定等の例の表ですが、こちらも植物と同様に、一部、法や条例等に基づくものについて、記載のとおり追加しております。

次に、158ページ、159ページです。

景観に関する部分ですが、記載のとおり、道内の景観団体及び景観条例の制定状況の表について、最新状況に時点修正してございます。

最後に、175ページをご覧ください。

資料編になります。

こちらも、記載のとおり、計画等の最新状態への時点修正や追加を行っております。

技術指針と解説の説明は以上となります。

今回の3月9日の審議会で、今回の改正原案について答申案の審議をいただきたいと思っております。

今回説明しました環境影響評価技術指針と解説の改正原案について、修正意見等がありましたら、本会議終了後、委員の皆様全員にメールで回答様式を送付させていただきますので、2月19日金曜日までに事務局までいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） 補足があります。

風力発電の法における審査の場合、評価項目の中から低周波音と工事に伴う大気質が一部削除されております。条例での扱いについても検討したのですが、技術指針においては、法に基づくアセスのように、事業種ごとに評価項目を決めていません。法案件でしたら、図書の中で、この評価を行いますという丸のついた風力発電や火力発電ごとの表をよくご覧になっていると思いますが、条例ではそういう分けがございませんので、条例の技術指針の中では、あえて超低周波音の扱いを決めずに、事業ごとに地域の状況を踏まえて判断したいと思い、その部分には手をつけておりません。

○山下会長 ご質問やご意見はありませんか。

○奈良委員 資料4-2の42ページに施設の撤去後の廃棄物について書いてありますが、これは太陽光発電だけでなく、風力発電についてもかかることになるのでしょうか。

○事務局（植村主任） これまでも、例えば、風力発電の更新事業などでは、撤去も含めて、予測、評価をやっているかと思えます。今回追加したのは、やはり太陽光パネルの廃棄の問題がかなり大きいということで、計画段階から太陽光パネルを撤去する場合の予測、

評価をきちんとやりなさいという趣旨で追加したものでございます。

ただ、この記載については、ほかの事業でも同じように、造成工事や建物が建つまでではなく、事業の中で撤去することが想定される場合は、事業が完了した後に、廃棄物の撤去について、調査、予測、評価をやっていただきたいという趣旨で追加しております。

○奈良委員 そうすると、今回、次から次へと出てきている石狩湾の洋上風力の大量な風車についても、例えば、25年後、30年後の撤去について述べてくださいみたいなことを言えるようになるのでしょうか。

○事務局（植村主任） 今回、私どもの指針については、北海道環境影響評価条例の案件はこういう形でやっていきたいと思いますという考えでございまして、法律のほうの案件については、国の省令等がそのようになっていませんので、そちらのほうは難しいかと思えます。

○奈良委員 あくまで太陽光発電ということで理解してよろしいですね。

○事務局（植村主任） 太陽光発電については、法の対象もあります。小さなものは条例の対象になろうかと思えますので、条例の部分は、こういう形でやっていきたいと思いますという考え方でございます。

○奈良委員 規模によるということですね。

○事務局（武田課長補佐） 事務局から補足です。

条例と法の関係については、規模によってということになりますが、太陽光については、主務省令でも廃棄物の処理について明確に書かれていますので、法に係る案件でも、この部分については事業者を確認していくことになろうかと思えます。

○山下会長 今のお話ですが、そうすると、奈良委員がご質問されていたように、太陽光については、その事業を仮に終了する場合に、どれぐらいの廃棄物が発生するのか、あるいは、それをどういうふうに処理するのかについて、確認できるということですか。

○事務局（武田課長補佐） そのような考えです。終了後の廃棄物の問題というのは、どの事業でもあるわけですが、特に太陽光については、施設の寿命サイクルが短いので、固定価格買取制度の中でも、撤去のための費用を積み上げるなど、慎重に廃棄物の問題を取り扱うことにしております。

○山下会長 ちなみに、太陽光発電の事業というのは何年間ぐらい続くのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 固定価格買取制度では、30年とかのスパンです。太陽光パネルの寿命自体は、パネルの製造メーカーや性能によるかもしれませんが、もっと短く、場合によっては10年くらいで交換していかなければならないと言われております。

○山下会長 風力の場合は、例えば、リプレースの事業も起きていますよね。そうすると、太陽光の場合は、全部リニューアルというか、全部張り替えるみたいなことも想定しているということですか。

○事務局（武田課長補佐） 全部一気に直すのか、順次、張り替えていくのかは分かりませんが、いずれにしても、かなり短いサイクルで見直さなければいけないかと思えます。

ただ、風力発電のリニューアルのように、アセスメントをもう一度やり直すような規模

になるかどうかというのはまだ分かりません。

○山下会長 ほかにございませんか。

○奈良委員 住宅の屋根に乗っている太陽光パネルに関しては、10年というのは短いかなど。出力は、20年で大分落ちていくのですが、まだ取り替えておらず、もうちょっと頑張っているかなという印象です。

○山下会長 ほかにございませんか。

○三谷委員 お伺いしたいのですが、洋上風力発電の送電のための海底ケーブルについては、何か入っているのですか。

○事務局（武田課長補佐） 風力発電の海底ケーブルについては、法案件もそうなのですが、発電施設そのものの扱いではなく、陸上風力の送電線と同じなので、環境影響評価の対象外となっています。

ただ、設置環境などによって実際に環境影響が生じる場合は、アセスの対象でないにしても、その都度、確認するという扱いになるかと思えます。

○三谷委員 北海道の沿岸、特に、藻場の辺りは、とても重要な産業や自然環境でもあるので、海底からどう陸上まで持ってくるかというところがすごい重要なかと思っています。

北海道だけでもこの中に入れるのは難しいのですか。

○事務局（武田課長補佐） あくまでも発電所の事業として含まれる範囲という考え方で対象事業を決めていますので、ここに入れ込むのは難しいと思えます。その都度、環境影響が考え得るものを取り上げて、環境影響の程度を質問し、対処を求めるというやり方になるかと思えます。

○山下会長 ほかにございませんか。

○河野委員 今の事務局案のみをここで審議し、それ以外の部分について、コメント、質問等は受け付けないということですか。

○事務局（武田課長補佐） そういう意味ではなく、こういう視点も必要ではないかというご指摘があれば、お願いしたいと思います。

○河野委員 151ページを見ますと、海洋生態系については、陸上生態系の中にフォーカスされたような形で書かれています。海洋生態系と陸上生態系はかなり違うと思いますので、やはり必要ではないかなと思います。

例えば、153ページですと、水系という言葉が使われていて、含んでいるという書き方にはなっているのですが、少なくとも、陸上生態系の中に含まれているような形で、一般的な書き方がされています。生態系に関しては、今回、項目がないという話もありましたし、その辺は分けることも考えたほうがいいのかと思います。

○事務局（植村主任） 今回の改正は、太陽光発電所も対象になったということで、その関係を中心に修正作業を行ったところであり、生態系については検討しておりません。解説の書きぶりについては、今後、検討していきたいと思えます。

○河野委員 結構大変なことだと思いますので、幾つか検討を重ねていかないといけない

かなと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○押田委員 今のところは、実は、僕もすごく気になっていたところで、今までは、地域生態系という表現の中に陸域も海域も含めているという解釈でよろしいでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 今までは、特に海域を分けて考えていなかったもので、同じ一つの項目の中で扱っております。

○押田委員 北海道という地域の中で、海域と陸域に分けることなく、扱っているということですね。僕も、今はもう分けていけないといけないかなと思っていましたし、また、陸域と海域がつながって何かを表現できる場合もあると思うので、ちょっと難しいかなとは思いますが、つながった部分を生かして、その両方の面で考えていけないかなという気がしました。

もう1点、つまらない質問かもしれませんが、例えば、資料4-3の124ページの第2にある「生物の多様性の確保及び多様な自然環境の保全に係る要素」というタイトルについては、今までも「多様性の確保」のように表現されているのでしたか。

確かに、多様性を保つという意味で、「確保」というのもいい単語かなと思いますが、今は、多分、「多様性保全」という表現もかなり一般的になってきています。確保と言うと、それこそコンパの席を取っておくみたいに、あえて取って、何かそこに置いておくような意味合いも入ってくるかなという気がしたのですね。

僕の勝手な思いかもしれないのですが、この「確保」というのはずっと使われているものなのか、教えていただければと思います。

○事務局（武田課長補佐） この部分は十分検討していなかったもので、北海道生物多様性保全計画などをもう一度見直して、今まで北海道全体でどういう使われ方をしていたのか、この表現が適切かどうか、再検討したいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 太陽光ではなく、先ほど塚本さんから説明していただいた小樽余市の風力について、資料3-2の12ページの追加6-59の関係です。

いわゆる、風力発電の衝突確率を準備書の段階で予測するようになり、かつ、前回の宗谷岬から衝突のエリアマップをようやく提示してくれるようになりました。今回の余市でも、それを質問し、今度の準備書で出しますという回答が出てきていますが、衝突マップを準備書で出すように仕向けていくために、今、審議している指針の中にそれを盛り込むことはできないのかと考えました。

具体的には、資料4-3の142ページの四角でくくった真ん中辺りの鳥類のところに、環境省の調査の手引きということがアンダーラインで書かれています。今までは、その調査手引きで個別の風車ごとの衝突リスクを出していたのですが、こういうところで、個別ではなく、マップで出すように誘導していけば、今回のように個別に質問しなくても、準備書の段階でマップが出てくるのではないかと思います。そうすると、審議会でももうち

よっと議論ができるし、業者との間でも、Q&Aの中で、ここは衝突リスクが高いからこっち側に移してくださいという議論がさらにできると思うのですが、そういうふうに誘導していくことはできませんか。

○事務局（武田課長補佐） 玉田委員のご指摘の四角で囲ったところは、技術指針の本体の部分です。それ以外のところは、解説で説明をしているのですが、この解説の中で、例えば、こういう方法もあるということを書き込むことは可能かなと思いますので、ほかのところとのバランスも併せて、何かいい方法がないか検討したいと思います。

○山下会長 ほかにありませんか。

○河野委員 先ほどの生態系の話についてですが、書き直しをしたときに、押田委員の意見も踏まえて検討いただけますか、それとも、ここはしばらくこの状態ですか。

○事務局（武田課長補佐） 今回は、太陽光発電を対象にした手直しを主眼に考えて、それ以外は時点修正程度にとどめているため、あまり掘り下げていませんでした。生態系について改めて考え直すことになると、結構な作業になりますので、今回の改正の中でどこまでできるか考えさせてください。できるところまでやって、これ以上は時間をかけないと難しいということになりましたら、委員の方々にも相談しながら、次のタイミングでまた直すことも考えられると思います。

また、海洋生態系については、審議会の中でも適切に調査、予測、評価するように指摘をしています。その指摘の背景としては、まだ十分な手法が確立していないので、よく検討するよという前提でやっているところです。

我々も標準的な手法を書き込めるほどの知見がないので、今回の改正で書き込むのは難しいところもあるかなと思っているところです。

ただ、海洋生態系については、着目すべきというところまででしたら、今回、書き込むことも可能かなと思いますので、考えさせてください。

○河野委員 少し書き込むだけで、海洋生態系についても図書に書いてくださいと言うことができるのであれば、それはそれでいいのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 一言加えることは十分できるはずです。

○河野委員 では、膨らませていただけますか。

○事務局（武田課長補佐） 表現方法を考えたいと思います。

○山下会長 ほかにご意見はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、今の海洋生態系も含めて、修正案、あるいは、対案について、ご意見を出されることは一向に構わないかと思っておりますので、2月19日までにご提出をお願いいたします。

それでは、これもちまして、本日の議事は全て終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いします。

#### 4. 閉 会

○事務局（武田課長補佐） 皆様、本日は、4件の議事について、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

次回の第11回目の審議会は、3月9日の13時30分から、今回と同様にオンライン形式での開催とする予定です。大学関係の方は、学会シーズンとなり、事務などでお忙しい時期と思いますが、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○山下会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上